

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	保健情報システム（対人系）の更新等について
--------	-----------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

◇第16条第1項本文（電子計算機による個人情報の処理開発、変更）

【報告】

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：健康部健康政策課）

事業の概要

事業名	保健情報システム（対人系）の更新								
担当課	健康政策課								
目的	新宿区保健事業の対象者及び利用者の健康増進を図るため、下記対象者の様々な検診の受診状況・予防接種状況等、保健衛生業務に関する各情報について管理を行う。								
対象者	新宿区保健事業（健康診査、がん検診、乳幼児健康診査、保健師活動、精神保健、難病医療費助成、予防接種、結核など17事業（※））の対象者 ※…別紙（4頁）「2. 業務名称（対人系）」のとおり								
事業内容	<p>保健情報システム（対人系）とは、区民の健康診査やがん検診、予防接種等の感染症等対策、難病・精神保健対策、母子保健対策など、対人保健サービスに関する情報を管理するシステムである。</p> <p>現行の保健情報システム（対人系）については、平成24年度第5回本審議会にて承認を得た上で、平成25年4月からパッケージシステム「健康かるて Ver. 6.0」（全国共通版）を導入し、現在に至っている（委託先：株式会社両備システムズ）。</p> <p>現在、同パッケージシステムについては、安定稼働しているが、平成30年度をもって同パッケージシステムのメーカーによる関連法改正の対応等のソフトウェア保守が終了することとなった。そこで、後継バージョンである「健康かるて Ver. 7.0」（全国共通版）に基づき、保健情報システム（対人系）を更新（バージョンアップ）する。当該更新（バージョンアップ）に伴い、現行「保健情報システム（対人系）」の記録項目を一部追加するとともに、現行の記録項目を精査し、不使用の項目を削除し、引き続き保健情報の円滑な管理・運用を行う。</p> <p>※…保健情報システム（対人系）の概要は、別紙「1. システム概要、2. 業務名称（対人系）」のとおり。</p> <p>※…対象記録データ（例） 年度ごとの想定記録数</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>成人健康診査</td> <td>約 34,000 件</td> </tr> <tr> <td>がん検診</td> <td>約 70,000 件</td> </tr> <tr> <td>乳幼児健診</td> <td>約 15,000 件</td> </tr> <tr> <td>予防接種（定期接種）</td> <td>約 92,000 件</td> </tr> </table>	成人健康診査	約 34,000 件	がん検診	約 70,000 件	乳幼児健診	約 15,000 件	予防接種（定期接種）	約 92,000 件
成人健康診査	約 34,000 件								
がん検診	約 70,000 件								
乳幼児健診	約 15,000 件								
予防接種（定期接種）	約 92,000 件								

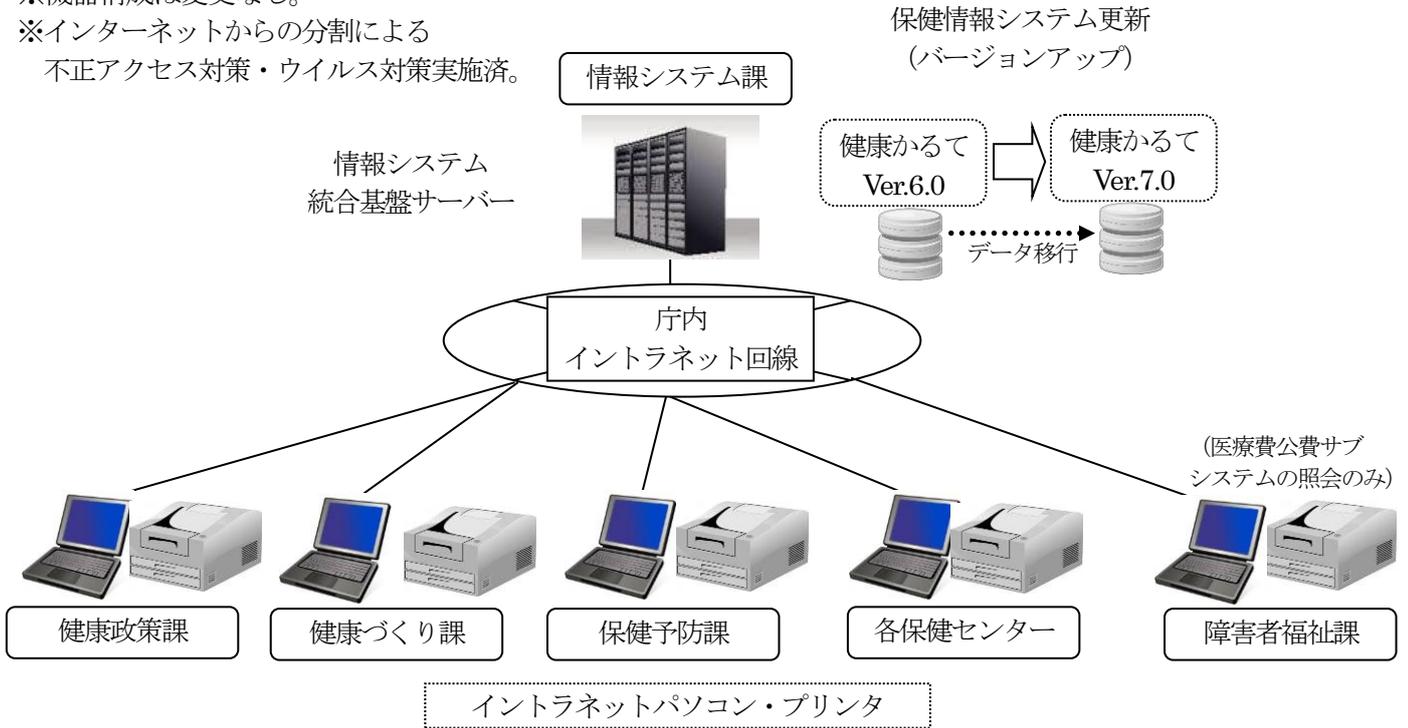
件名 保健情報システム(対人系)の更新について

保有課(担当課)	健康政策課
登録業務の名称	保健情報システム(対人系)の更新
記録される情報項目(だれの、どのような項目が、どこのコンピュータに記録されるのか)	<ol style="list-style-type: none"> 1 個人の範囲 新宿区保健事業(健康診査、がん検診、乳幼児健康診査、保健師活動、精神保健、難病医療費助成、予防接種、結核など17事業)の対象者 2 記録項目 別紙(5頁)「3. 記録項目」のとおり 3 記録するコンピュータ 情報システム課が管理する情報システム統合基盤サーバー
新規開発・追加・変更の理由	<p>保健情報システム(対人系)は、平成25年4月からパッケージシステム「健康かるて Ver. 6.0」(株式会社両備システムズ製)を導入し、現在に至っている。同パッケージシステムについては安定稼働しているが、同パッケージシステムのメーカーによる関連法改正の対応等のソフトウェア保守が平成30年度で終了することとなった。</p> <p>そこで、後継バージョンである「健康かるて Ver. 7.0」に保健情報システム(対人系)を更新(バージョンアップ)し、関連法改正の対応等のソフトウェア保守を継続することにより、保健情報の安定した管理・運用を行う。</p> <p>なお、「健康かるて Ver. 7.0」への更新は、新たな他のパッケージシステムの導入と比較して、安全かつ低コストで実施でき、円滑な移行が可能である。</p>
新規開発・追加・変更の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>記録項目の変更</u> パッケージシステムのバージョンアップに伴い、新ソフトでパッケージ化されている機能を活用して事務改善を図るため、記録項目を一部追加する。また、現行の記録項目を精査し、不使用の項目を削除する。 2 <u>機能変更・メリット</u> パッケージシステムのバージョンアップのため、基本的な機器構成及びシステム機能面に大きな変更はないが、特定健診におけるメタボリックシンドロームの判定や、母子健診項目の詳細化など、機能改善が図られる。また、画面操作性の向上や処理のスピードアップが見込まれる。
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付すとともに、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務について明記する。 2 システム更新作業は、区の内部に設置のサーバー上で行い、データの持ち出しは行わない。 3 システム更新作業の過程では、委託先に個人情報を直接触れさせない。 4 更新作業に係る動作テストにはダミーデータを使い、実データを使用した検証作業は、区職員が実施する。 5 委託先がシステム機器を操作する場合には、事前に作業内容の報告を求め、区が承認した後に実施させる。 6 本更新業務に係るデータ移行については、データ項目定義の修正漏れによるシステム不具合等が無いよう、双方で事前に綿密なスケジュール計画やチェックシートを作成して実施する。なお、移行にあたっては必ずテスト移行を行うこととし、本番移行はシステムを使用していない時間帯(時間外・休日)に実施し、十分な検証を行う。
新規開発・追加・変更の時期	<p>平成31年4月～8月 要件定義、仕様確定、設計、システムテスト、データ移行テスト</p> <p>平成31年9月 データ移行、仮稼働、検証</p> <p>平成31年10月 本稼働</p>

1. システム概要

※機器構成は変更なし。

※インターネットからの分割による
不正アクセス対策・ウイルス対策実施済。



2. 業務名称 (対人系)

No.	サブシステム名称	業務名称
1	基本健診サブシステム	健康診査 (成人健康診査)
2		歯科健康診査
3		肝炎ウイルス検診
4		骨粗しょう症検診
5	母子保健サブシステム	新生児訪問指導 (出生時届出状況)
6		乳幼児健康診査
7		乳幼児・妊婦精密健康診査
8		妊娠届出
9		出産子育て応援事業
10		歯科衛生相談
11	がん検診サブシステム	がん検診
12	保健師活動支援サブシステム	保健師活動 (健康相談・地区活動)
13	医療費公費負担サブシステム	精神保健 (精神保健福祉手帳・自立支援医療 (精神通院))
14		難病医療費助成
15		小児慢性疾患医療費助成
16	予防接種サブシステム	予防接種法に基づく予防接種及び新宿区で実施する任意予防接種
17	結核サブシステム	結核予防

3. 記録項目

1 共通項目 ※変更なし

(住 基)	住民番号、氏名、生年月日、性別、続柄、異動事由、異動年月日、異動届出年月日、 区民年月日、住定年月日、住民区分、消除フラグ、住所、世帯番号、世帯主名、 特定個人番号
(課 税)	課税年度、個人課税区分、世帯課税区分、最終発付年月日
(国保情報)	記号番号、資格区分、取得年月日、喪失年月日、マル退区分、マル退認定年月日、 マル退削除年月日
(後期高齢情報)	被保険者番号、被保険者資格取得事由、被保険者資格取得年月日、 被保険者資格喪失事由、被保険者資格喪失年月日、保険者番号適用開始年月日、 保険者番号適用終了年月日
(介護保険情報)	被保険者番号、要介護度、認定年月日、認定開始年月日、認定終了年月日
(生活保護情報)	生保該当最終確認年月日、生保廃止年月日

2 各サブシステム

(1) 基本健診サブシステム

付属資料 52-1-1、52-1-2 のとおり

(2) 母子保健サブシステム

付属資料 52-2 のとおり

(3) がん検診サブシステム

付属資料 52-3 のとおり

(4) 保健師活動支援サブシステム

付属資料 52-4 のとおり

(5) 医療費公費負担サブシステム

付属資料 52-5 のとおり

(6) 予防接種サブシステム

付属資料 52-6 のとおり

(7) 結核サブシステム

付属資料 52-7 のとおり

件名 保健情報システム(対人系)更新業務の委託について

保有課(担当課)	保有課：健康政策課、健康づくり課、保健予防課、各保健センター 担当課：健康政策課
登録業務の名称	別紙(4頁)「2. 業務名称(対人系)」のとおり
委託先	株式会社両備システムズ ※…委託先に変更なし(導入当初、プロポーザル方式により特命随意契約)。 【プライバシーマーク取得】 【情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS・ISO/IEC27001)認証取得】
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	保健情報システム(対人系)に記録されている項目 1 個人の範囲 新宿区保健事業(健康診査、がん検診、乳幼児健康診査、保健師活動、精神保健、難病医療費助成、予防接種、結核など17事業)の対象者 2 記録項目 別紙(5頁)「3. 記録項目」とおり
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的媒体(情報システム課が所管する情報システム統合基盤サーバー)
委託理由	保健情報システム(対人系)の更新(バージョンアップ)の実施に伴い、パッケージシステム「健康かるて Ver. 6. 0」の製造元である上記委託先に更新業務を委託することで、円滑かつ効率的に当該更新業務を行う。
委託の内容	現行保健情報システム(対人系)から新バージョンの保健情報システム(対人系)への更新業務(後継バージョン「健康かるて Ver. 7. 0」による適用・動作検証及びデータ移行)
委託の開始時期及び期限	平成31年4月1日から同年9月30日まで(予定)
委託にあたり区が行う情報保護対策	1 契約にあたり、別紙「特記事項(別紙4)」を付すとともに、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務について明記する。 2 本更新業務は、区の内部に設置のサーバー上で行い、データの持出しは行わない。 3 本更新業務の過程では、委託先に個人情報を直接触れさせない。 4 本更新業務に係る動作テストにはダミーデータを使い、実データを使用した検証作業は、区職員が実施する。 5 委託先がシステム機器を操作する場合には、事前に作業内容の報告を求め、区が承認した後に実施させる。 6 本更新業務に係るデータ移行については、データ項目定義の修正漏れによるシステム不具合等が無いよう、事前に綿密なスケジュール計画やチェックシートを双方で作成して実施する。なお、移行にあたっては必ずテスト移行を行うこととし、本番移行はシステムを使用していない時間帯(時間外・休日)に実施し、十分な検証を行う。
受託事業者に行わせる情報保護対策	1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告させる。 2 本更新業務は区の内部に設置のサーバー上で行い、データの持出しは行

	<p>かせない。</p> <ol style="list-style-type: none">3 本更新業務の過程では、委託先に個人情報を直接触れさせない。4 本更新業務に係る動作テストにはダミーデータを使わせる。5 委託先がシステム機器を操作する場合には、事前に作業内容の報告をさせ、区が承認した後に操作を実施させる。6 本更新業務に係るデータ移行については、データ項目定義の修正漏れによるシステム不具合等が無いよう、事前に綿密なスケジュール計画やチェックシートを作成させ実施させる。なお、移行にあたっては必ずテスト移行を行うこととし、本番移行はシステムを使用していない時間帯(時間外・休日)に実施させ、十分な検証を行わせる。
--	---

件名 保健情報システム(対人系) ソフトウェア保守業務の委託について

保有課(担当課)	保有課：健康政策課、健康づくり課、保健予防課、各保健センター 担当課：健康政策課
登録業務の名称	別紙(4頁)「2. 業務名称(対人系)」のとおり
委託先	株式会社両備システムズ ※…委託先に変更なし(導入当初、プロポーザル方式により特命随意契約)。 【プライバシーマーク取得】 【情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS・ISO/IEC27001)認証取得】
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	保健情報システム(対人系)に記録されている項目 1 個人の範囲 新宿区保健事業(健康診査、がん検診、乳幼児健康診査、保健師活動、精神保健、難病医療費助成、予防接種、結核など17事業)の対象者 2 記録項目 別紙(5頁)「3. 記録項目」とおり
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的媒体(情報システム課が所管する情報システム統合基盤サーバー)
委託理由	保健情報システム(対人系)「健康かるて Ver. 7.0」のソフトウェア保守業務について、パッケージシステムの製造元である上記委託先に業務を委託して、円滑かつ効率的にシステム運用を行う。
委託の内容	ソフトウェアの年間保守対応(システム障害対応、法改正等によるソフトウェアの修正対応、訪問によるシステム動作チェック、システム運用サポート・相談)
委託の開始時期及び期限	平成31年4月1日から平成32年3月31日まで(次年度以降も、同様の委託を行う。)
委託にあたり区が行う情報保護対策	1 契約にあたり、別紙「特記事項(別紙4)」を付すとともに、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務について明記する。 2 本保守業務は、区の内部に設置のサーバー上で行い、データの持出しは行わない。 3 本保守業務の過程では、委託先に個人情報を直接触れさせない。 4 本保守業務のソフトウェア修正に係る動作テストにはダミーデータを使い、実データを使用した検証作業は、区職員が実施する。 5 委託先がシステム機器を操作する場合には、事前に作業内容の報告を求め、区が承認した後に実施させる。
受託事業者に行わせる情報保護対策	1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告させる。 2 本保守業務は区の内部に設置のサーバー上で行い、データの持出しは行わせない。 3 本保守業務の過程では、委託先に個人情報を直接触れさせない。 4 本保守業務に係るソフトウェア修正にはダミーデータを使わせる。 5 委託先がシステム機器を操作する場合には、事前に作業内容の報告をさせ、区が承認した後に操作を実施させる。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

11 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

12 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

13 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

(業務に関する報告)

14 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査等)

15 甲は、乙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、乙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。

16 前項による確認は、年度当たり1回以上行うものとする。

17 乙は、第15項による甲の確認の際には業務の実施状況を明らかにするほか、業務に関する個人情報の管理状況について甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

18 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

19 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表等)

20 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、乙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

21 乙は、第1項から第19項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。